

厚生労働省 東京労働局発表
平成 22 年 9 月 24 日

担 当	東京労働局労働基準部賃金課 課長 田谷 信介 主任賃金指導官 武笠 重信 賃金指導官 高橋 幸樹 TEL 3512-1614 (直通)
--------	---

東京都最低賃金を 821 円に引上げ

東京労働局長は、東京都最低賃金（地域別最低賃金）を、10月24日から30円引き上げて、時間額821円に改正することを決定しました。

1 東京都最低賃金の改正については、本年7月2日、東京労働局長（東 明洋）から東京地方最低賃金審議会（会長 安西 愈（まさる））に対し諮問を行いました。審議の結果、同審議会は8月23日に、現行の最低賃金の時間額791円を、30円引き上げて、821円（引上率3.79%）に改正することが適当である旨の答申を行いました。これを受けて東京労働局長は、東京都最低賃金を時間額821円、効力発生日を本年10月24日とする決定を行い、本日（9月24日）、官報公示を行いました。

これにより、東京都最低賃金は、10月24日から時間額821円に引き上げられます。

2 今回の答申は、平成20年7月1日に施行された改正最低賃金法に基づき、生活保護水準との整合性に配慮し、生活保護水準と最低賃金との乖離額40円の解消を原則としつつも、引上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になるケースであることから、解消予定年数を2年で乖離額を除いた金額20円を踏まえ審議した結果、30円の引上げを求める内容となっています。

3 今後、東京労働局では、改正後の最低賃金の周知に努めるとともに、重点的な監督指導の実施等により、履行確保を図っていくこととしています。

〔参考 1〕

最低賃金について

1 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

2 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

〔参考 2〕

過去10年間の改正状況は下記のとおり

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
引上額	5円	5円	0円	0円	2円
時間額	703円	708円	708円	708円	710円

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
引上額	4円	5円	20円	27円	25円
時間額	714円	719円	739円	766円	791円

関東各県における平成22年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額	発効日(予定)
神奈川	818円	10月21日
埼玉	750円	10月16日
千葉	744円	10月24日
茨城	690円	10月16日
栃木	697円	10月7日
群馬	688円	10月9日